

議案第 29 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

整理 番号	路線名 (番号)	起 点		重要な 経過地
		終 点		
1	0 1 4 1	羽生市 大字下岩瀬字下岩瀬 5 2 4 番 1	地先	
		羽生市 南一丁目 1 5 3 5 番 1	地先	
2	0 1 4 2	羽生市 中央三丁目 1 9 9 番 1	地先	
		羽生市 大字本川俣字柳根 7 3 6 番 1	地先	
3	2 4 7 8	羽生市 大字本川俣字柳根 7 8 5 番 1	地先	
		羽生市 大字本川俣字柳根 7 8 8 番 1	地先	
4	2 4 7 9	羽生市 大字上川俣字稲荷 8 4 9 番 3	地先	
		羽生市 大字上川俣字稲荷 8 6 6 番 1	地先	
5	2 4 8 0	羽生市 大字上川俣字稲荷 8 7 0 番 1	地先	
		羽生市 大字羽生字箕沢 1 1 6 0 番 1	地先	
6	2 4 8 1	羽生市 大字羽生字箕沢 1 2 1 1 番 2	地先	
		羽生市 大字羽生字箕沢 1 1 6 8 番 1	地先	
7	2 4 8 2	羽生市 大字羽生字箕沢 1 1 0 2 番 2	地先	
		羽生市 大字羽生字箕沢 1 1 1 1 番 1	地先	
8	4 4 0 1	羽生市 大字下川崎字八幡前 8 3 2 番 1 1	地先	
		羽生市 大字下川崎字八幡前 8 3 2 番 1 5	地先	
9	4 4 0 2	羽生市 大字下新田字家中 7 0 番 7	地先	
		羽生市 大字下新田字家中 7 1 番 1	地先	

1 0	6 2 4 2	羽生市 大字藤井上組字北藤井 4 2 4 番 9 地先	
		羽生市 大字藤井上組字北藤井 4 1 9 番 5 地先	
1 1	6 2 4 3	羽生市 大字藤井上組字鶴指 8 9 1 番 1 地先	
		羽生市 大字藤井上組字鶴指 8 7 6 番 1 1 地先	
1 2	8 4 8 0	羽生市 大字神戸字後 1 3 4 3 番 2 地先	
		羽生市 大字神戸字後 1 4 1 0 番 1 地先	
1 3	8 4 8 1	羽生市 大字神戸字前 1 0 2 9 番 1 地先	
		羽生市 大字神戸字後 1 4 1 1 番 1 地先	
1 4	8 4 8 2	羽生市 大字神戸字西 6 2 8 番 1 地先	
		羽生市 大字神戸字西 6 2 8 番 6 地先	

令和 6 年 2 月 1 9 日 提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明